

レバンガ北海道オフィシャルファンクラブ 会員規約

第1章 総則

第1条（適用範囲）

1

本規約は、株式会社レバンガ北海道（以下「当社」）が運営する「レバンガ北海道オフィシャルファンクラブ」（以下「本クラブ」といいます）に関して、第5条に定める会員（以下「会員」といいます）による利用の一切に適用されるものとします。

第2条（本規約の範囲）

1

本規約のほか当社が別途定めて表示する諸規定（以下「諸規定」といいます）も、本規約の一部を構成するものとします。

2

本規約本文の定めと、諸規定の定めとが異なる場合は、当該諸規定の定めが優先して適用されるものとします。

第3条（本規約の内容及びサービスの変更）

1

本規約及び本クラブのサービス（以下、各種の特典を含み「本サービス」といいます）の内容は、当社が定めて、これを隨時変更することができ、会員はあらかじめこれを承諾するものとします。

第4条（当社からの通知）

1

本規約及び本サービスの内容の変更等に関する当社からの通知は、会員に対し随时必要な事項を通知した時点から、その効力を生じるものとします。

第2章 会員

第5条（会員）

1

本規約における会員とは、第6条に定める当社への入会申込を行い、当社が入会を承認した者をいいます。

2

当該承認後、会員は当社が定める本サービスを利用できるものとします。

第6条（入会について）

1

会員は、当社から会員宛の送付物の送り先の住所地が日本国内にある者に限定するものとします。但し、当該申込時点で入会申込者が18歳未満である場合は、その保護者の同意が必要。本規約の内容を承諾の上、別に定める方法で入会申込

を行い、当社が入会を認めた者とします。

2

会員は、入会申込の時点で、本規約の内容に合意しているものとみなします。

3

入会に際して、本サービスにて所得した個人情報は、当社の個人情報保護方針に従い、取り扱うものとします。

第 7 条（入会の承諾及び取り消し）

1

当社は、前条の入会申込者が次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その申込を承認するものとします。但し、当該承認後に会員が各号のいずれかに該当していることが判明した場合、当社は、事前に通知することにより、その会員登録を抹消し、当該会員の会員資格を取り消すことができるものとします。その場合、第 14 条第 4 項の定めにより年会費は返却しません。

(1)入会申込内容に虚偽の記載、誤記、記入漏れ等がある場合

(2)入会申込者が存在しない場合

(3)入会申込者が法人、又は団体等である場合。但し当社が特別に認めた場合
を除く

(4)入会申込者の承諾なくして他者が申込んだ場合

(5)入会申込時において、18 歳未満の未成年者がその保護者の同意を得ずに
入会した場合

(6)入会申込者が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、準暴力団(集団的又は常習的に暴行、傷害等の暴力的不法行為等を行っている暴力団に準ずる集団)及びその構成員、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団及びこれらに準ずる団体並びにこれらの構成員等を指す。)又は反社会的勢力が経営に実質的に関与している団体等(以下、まとめて「反社会的勢力等」という)に該当していると認める場合又はその疑いが認められる場合

(7)本規約に違反した場合

(8)その他、会員として不適当であると当社が認める場合

第 8 条（会員資格の有効期限）

1

会員資格の有効期間は、入会日から 2022 年 6 月 30 日までとします。

第 9 条（会員資格の更新）

1

会員は当社が指定した期間内において更新手続を行うことにより、前条の有効期限を更新することができます。

第 10 条（会員証）

1

当社が第 6 条の手続きにより入会を承認した場合、会員証を発行します。

発行の際、当社が会員ごとに会員番号を設定します。会員が当該会員番号を選択することはできません。

2

会員証は、その裏面に会員名が記載された本人に限り利用可能とします。会員による本サービスの利用に際して、必ず提示いただくこととし、提示がない場合は本サービスを受けることができないこととします。

3

会員は、会員証の紛失、盗難等の場合、直ちに第 24 条に記載する「株式会社レバンガ北海道」宛に連絡するものとします。

4

前項の会員証の紛失、盗難等に伴い、会員が希望する場合、当社は会員証を再発行します。

第 11 条（譲渡等の禁止）

1

会員は、会員証、会員番号及び本規約に基づく会員としての地位を、いかなる第三者(以下「第三者」といいます)に対しても貸与、譲渡、売買、使用承諾、名義変更、質権の設定、その他の担保に供する等の行為はできません。

第 12 条（会員個人情報の変更）

1

会員は、住所、電話番号、電子メールアドレス等当社への届出の内容に変更があった場合、速やかにその内容を当社所定の方法により第 24 条に記載する「株式会社レバンガ北海道」宛に届け出ることとします。

2

会員は、住所の変更に際して、郵便局に対して転居届けを提出する等、当社から会員宛の送付物の送付先である住所地の変更手続きに細心の注意を払うものとし、これらの注意を怠ることにより発生する送付物の再発送料金等をすべて負担していただぐものとします。

3

婚姻等による姓の変更等、当社が特別に承認した場合を除き、会員は、入会申込時の届出内容である氏名を変更することはできないものとします。

4

入会申込時の届出内容及び第 1 項の変更届け出に関する責任は、すべて会員が負うものとし、それらが原因となり発生する情報、送付物等の不到達、その他の不利益に関して、当社は一切の責任を負わないものとします。

5

2回以上にわたり送付物が会員に届かない場合、当社では、その原因が解消されるまで送付物の発送を停止します。

第13条（退会について）

1

会員は、隨時、所定の手続きを行い、本クラブを退会することができます。退会と同時にその諸権利は失われているものとします。

2

会員資格は、一身専属のものとし、当社は、会員の死亡を知り得た時点をもって、当該会員から前項の手続きがあつたものとして取り扱います。

3

第7条に定める会員資格の取り消し事由に該当するおそれがあると当社が認める場合

4

前3項の場合、当社は、会員及びその相続人等に対して年会費は返却しません。

5

当社は、本クラブ及び本サービスの利用に関し、会員が本規約に違反した場合、当該会員に事前に通知することなく、退会の処分を行う場合があります。

第3章 年会費

第14条（年会費）

1

第8条の有効期間に対応する本クラブの年会費は、会員種別に応じて別途定めるものとします。また、年会費以外の利用料金の支払いを要する有料サービスを行う場合、当社は、別途その利用料金を定めて会員に明示します。

2

会員は、前項に定める年会費等を当社の定める方法により支払うものとします。

会員は、有効期間が更新された場合、更新後の年会費を支払うものとします。

3

会員は、年会費等を当社の定める方法に寄り当社の定める時期までに支払うものとし、会員が指定した決済方法で決済されることに同意します。

4

当社は、第18条に定める場合を除き、理由の如何を問わず年会費を返却いたしません。

5

第1項の年会費等の支払いに必要な振込手数料、その他の費用は、原則会員の負担とします。

6. 当社の公式サイトを通して、年会費の支払い方法をクレジットカード払いで入会申込を行った会員については、当社が事前に通知する指定期日までに、次年度以降の有効期限の更新拒絶を行

わない場合、これを会員資格の有効期間更新希望者とみなし、次年度以降の同種別会員の年会費を自動に引き落となります。

7.前項の定めにかかわらず、年会費、サービス内容の変更により、自動継続を行わない場合があります。その場合、メールにて事前通知いたします。

第 15 条（その他の特典）

1

その他の特典に関しては、当社が別途定めることとします。

2

郵便物、電子メール、その他送付物等が会員の事情、もしくは配送会社、会員が契約する携帯電話会社等の事情により会員に到達しない場合、当社は、特典に関する受付期間延長等の対応はいたしません。

第 16 条（会員番号の使用停止等）

1

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、当該会員の了承を得ることなく、当該会員に対して設定・発行した会員番号の使用を停止する場合があります。

- (1)電話、FAX、電子メール、郵便等の手段により会員と連絡を取ることができない場合
- (2)第三者により会員番号が不正に使用されている場合、又はそのおそれがあると当社が認める場合
- (3)第 7 条に定める会員資格の取り消し事由に該当するおそれがあると当社が認める場合
- (4)その他当社が緊急性が高いと認める場合

2

当社が前項の措置を取ることにより、当該会員がサービスを利用することができず、それにより会員に損害が発生した場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 17 条（本クラブの終了）

1

当社は、3カ月前までに会員に対して告知することにより、当社の裁量で本クラブの活動を終了し、会員に対するサービスの提供を中止することができます。

第 18 条（免責）

1

当社は、本クラブ及び本サービスの利用並びに本クラブの終了により会員、又は第三者が被った損害等に関し、一切の責任及び損害賠償義務を負わないものとします。

2

郵便物、電子メール、その他の送付物等が、会員の事情、もしくは当社が契約する配送会社、携帯電話会社等の事情により会員に到達しない場合、当社は、その責任及び損害賠償義務を負わないものとします。

第 19 条（会員情報の取扱い）

1

当社は、会員の氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、電子メールアドレス、年会費の決済に必要な情報、本サービスの利用履歴等会員に関する情報(以下、これらを総称して「会員情報」といいます)を取得するものとし、会員情報の保護について必要かつ適切な措置を講じることとします。

第 20 条（会員情報の利用目的）

1

会員情報の利用目的は、次の各号の通りとします。

- (1)本クラブにおける記念品等商品を発送すること
- (2)当社が商品、サービス等本クラブに関するお知らせを会員宛に電子メール、郵便等により送付すること
- (3)市場調査、需要予測、その他の運営上必要な分析を行うための基礎データの収集並びに一特定個人を識別することができない統計的データの作成及びその公表

第 21 条（個人情報の第三者提供）

当社は、以下の場合、会員情報(但し、要配慮個人情報を除きます。)を第三者に提供することがあります。

(1) 会員の同意を得た場合

当社は、会員の同意を得た場合、会員情報を第三者である会社、組織、個人に提供することができます。

(2) 株式会社リージョナルマーケティングへの提供

当社は、EZOCARDカードへの情報登録のため株式会社リージョナルマーケティングへ提供する場合があります。当社は、株式会社リージョナルマーケティングに対して、開示情報の機密を保持し、当社の代理でサービスを提供する以外の目的に会員情報を使用しないように指示するものとします。会員は、下記24条に記載の連絡先に連絡することで、会員情報の提供を停止することができます。

第 22 条（準拠法）

1

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第 23 条（専属的合意管轄裁判所）

1

当社と会員の間で本規約、利用規約、本サービスに関して訴訟の必要が生じた場合は、札幌地方裁判所又は札幌簡易裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

第24条（問合せ先）

1

本規約についてのお問合せ、又本規約に基づく通知等の宛先は、次の通りとします。

〒004-0041 札幌市厚別区大谷地東2丁目5-60 2階

株式会社レバンガ北海道

レバンガ北海道オフィシャルファンクラブ事務局

TEL:011-555-5113 (10時～18時 土、日、祝祭日は休業)

附則

本規約は、2014年6月18日から施行します。

2021年6月23日から、本改訂版を施行する。